

(平成24年5月9日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認和歌山地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

4 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 2 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和56年2月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和28年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和56年2月から58年3月まで  
年金事務所からの回答によると、申立期間の国民年金保険料が未納となっている。

しかし、私は、昭和58年4月頃、市町村役場の国民年金課で国民年金の加入手続を行った時、担当者から「厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後の期間（申立期間）の国民年金保険料を納付してください。」と言われ、申立期間の国民年金保険料を、何回かに分割して自宅付近の金融機関で納付したことを記憶しているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和59年4月14日に払い出されており、A市町村の国民年金被保険者名簿によると、「受付. 昭和59年2月18日」の記載が確認できることから、同年2月18日頃に国民年金の加入手続が行われたものと推認できるところ、この時点では、申立期間の一部は時効により国民年金保険料を納付することができない期間に該当する上、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、「申立期間の国民年金保険料は、何回かに分割して納付した。」と供述しているものの、申立人は、申立期間の国民年金保険料を分割して納付したとする金額についての記憶は無く、申立人から申立期間の保険料の納付状況について、具体的な供述を得ることができなかった。

さらに、申立人は、「私は、平成10年頃、昭和63年4月から平成3年3月までの国民年金保険料を分割して納付したこともあったが、この時と申立期間以外には分割して遡って保険料を納付したことはなかったと思う。」と供述している。一方、オンライン記録によると、申立人は、昭和63年4月から平成3年3月までの国民年金保険料を10年4月22日から同年10月8日までの期

間において、3回に分割して保険料を納付していることが確認できるほか、A市町村の国民年金被保険者名簿によると、申立人は、上記の期間以外にも昭和61年4月から63年3月までの保険料を同年8月から平成元年12月12日までの期間において、6回に分割して保険料を納付していることが確認できることから、申立人が分割して保険料を納付したとする記憶は、この時期のものである可能性がうかがえる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料の納付をうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年6月から43年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年6月から43年12月まで  
年金事務所からの回答によると、申立期間の国民年金保険料を納付していないこととされている。

しかし、昭和38年6月頃、義母から国民年金の加入を勧められたので、夫がA市町村（現在は、B市町村）役場で私の国民年金の加入手続きを行ってくれた。その後、私は、申立期間の国民年金保険料を、毎月、自宅に集金に来ていた町内会の班長に手渡していたことを記憶しているので、申立期間の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人及びその夫は、「昭和38年6月頃、国民年金の加入手続きを行った。」と供述しているものの、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和44年3月18日に払い出されていることが確認できる上、これ以前に、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、オンライン記録、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）、B市町村の電算記録及び申立人の所持する国民年金手帳によると、申立人は、昭和44年2月10日付けで国民年金の任意加入被保険者の資格を取得していることが確認できる上、オンライン記録によると、申立人の夫は、申立期間において共済組合の組合員又は厚生年金保険の被保険者であったことが確認できることから、当該資格取得日の記録に不自然な点は見当たらず、申立期間については、国民年金の任意加入対象期間に当たり、制度上、遡って国民年金に加入し、国民年金保険料を納付することができない。

さらに、上記の国民年金手帳の昭和42年度から45年度までの国民年金印紙検認記録欄には、申立期間のうち昭和42年4月から43年12月までの国民年金保険料が納付されていたことを示す検認印は見当たらない。

加えて、申立期間は 67 か月と長期間に及んでおり、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

私は、昭和 45 年 3 月 5 日に A 社（現在は、B 社）に入社し、55 年 3 月 31 日まで同社に勤務した。しかしながら、会社における事務の誤りにより、厚生年金保険被保険者資格喪失日が、同年 4 月 1 日となるべきところ、同年 3 月 31 日とされている。その事実を証明する書類もあるので、私の厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 55 年 3 月 31 日をもって、A 社を退社したため、同社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は、同年 4 月 1 日である旨主張しているところ、申立人が保管する厚生年金基金規約に基づく「一時金給付のお知らせ」及び同給付に係る「昭和 55 年退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」における退職年月日の欄には、同年 3 月 31 日と記載されていることが確認できる。

しかしながら、雇用保険被保険者記録では、申立人の A 社における離職日は、昭和 55 年 3 月 30 日であることが確認でき、厚生年金保険被保険者の資格喪失日と符合している。

また、厚生労働省が保管する申立人の A 社厚生年金基金における「退職年金裁定請求書」を見ると、退職年月日が昭和 55 年 3 月 30 日と記入されていることが確認できる上、同厚生年金基金の「年金証書 記号・番号 払出簿」においても、申立人に係る証書番号の備考欄に「退職 55. 3. 30」と押印されていることが確認できるとともに、同厚生年金基金の申立人に係る加入員台帳及び企業年金連合会が保管する申立人に係る加入記録によると、同厚生年金基金における資格喪失日は、いずれも同年 3 月 31 日となっており、厚生年金保険被保険者の資格喪失日と一致している。

さらに、B 社は、「申立期間当時の資料は、法定保存期間が過ぎており保存していないため、申立人の退職日及び申立期間の厚生年金保険料控除等につい

て不明である。」旨回答しており、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができなかった。

加えて、A社に係る事業所別被保険者名簿において、昭和44年1月から45年12月までの間に厚生年金保険被保険者資格を取得し、48年3月から62年11月までの間に同被保険者資格を喪失している同僚で、喪失日が申立人と同様に月の末日である4人の雇用保険の離職日は、いずれも月の末日の前日であり、厚生年金保険被保険者の資格喪失日と符合していることが確認できることから、申立期間当時、同社は、同被保険者の資格喪失日と雇用保険の離職日を退職日に応じて適正に届け出ていることがうかがえる。

なお、申立人が保管する「一時金給付のお知らせ」及び同給付に係る「昭和55年退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」については、A社厚生年金基金から、一時金支給に係る事務を受託していた金融機関が昭和55年5月1日付け送金に伴い交付したものであるが、同金融機関は、「A社厚生年金基金から送られてきた指図書により処理を行っており、昭和55年当時も、ご本人様宛ての一時金給付のお知らせについては、直接ご本人様に対して送金日とほぼ同日頃に通知できるよう発送作業を行っていたと思う。指図書は廃棄済みである。」旨回答している。

また、申立人は、自身が保管する昭和55年11月4日付け厚生年金保険第四種被保険者資格取得申出書(受理通知書)における加入期間欄の記載内容について、「社会保険事務所(当時)の担当者が『自45.3.5 至55.3.31』という年月日を記入したということは、昭和55年3月31日まで厚生年金保険に加入し、翌日の4月1日に被保険者資格を喪失したことを示すものである。」旨主張しているところ、日本年金機構は、「当該加入期間欄の記載方法について示されたものは確認ができないが、資格取得日及び資格喪失日を記入したものと推測される。」旨回答している。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 8 月 31 日から同年 9 月 1 日まで  
年金事務所からの回答によると、A社に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日が昭和45年8月31日となっている。

しかし、私は、昭和45年8月31日までA社に勤務していたことから、厚生年金保険被保険者資格喪失日は同年9月1日となるはずなので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人は、昭和 39 年 3 月 18 日から 45 年 8 月 31 日までの期間においてA社に勤務していたことが認められる。

一方、A社に係る厚生年金保険被保険者原票において、申立期間を含む前後約3年に被保険者資格を喪失している137人を抽出したところ、月の初日に被保険者資格を喪失している者が7人、月の末日に被保険者資格を喪失している者が申立人を含み29人であることが確認できる。

また、月の末日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している29人について調査したところ、雇用保険の被保険者記録が確認できた26人のうち、申立人を含む13人が雇用保険の離職日に係る記録と厚生年金保険の資格喪失日に係る記録が符合していないことが確認できる。

さらに、上記29人の同僚のうち、連絡先が確認できた16人に照会したところ、回答が得られた10人からは、退職月に係る厚生年金保険料の控除について、具体的な供述は得られなかった上、いずれも給与明細書を保管しておらず、退職月に係る厚生年金保険料の控除の状況について確認することができなかった。

加えて、A社は既に解散しているほか、同社の解散時の代表取締役は、「資料を保管していないため、申立期間当時の厚生年金保険料の控除については分からない。」旨回答している上、申立期間当時、同社の社会保険事務を担当し



ていたとされる者にも照会したが、申立人の申立期間における保険料控除の状況について回答が得られなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。